

授業料免除の判定基準について

学力基準

免除申請を希望する人は、以下の①及び②の学力基準をいずれも満たす必要があります。

- ① 入学後の修得単位（前期申請は前年度後期分まで、後期申請は当年度前期分まで）が、本人が所属する学部、研究科の「標準修得単位数」に達している。

$$\text{「標準修得単位数」} = \text{卒業(修了)要件単位数} \times (\text{在学セメスター数} / \text{卒業(修了)までのセメスター数}) \times 0.8$$

- ② 入学後の修得単位（前期申請は前年度後期分まで、後期申請は当年度前期分まで）の「平均評価点」が63点以上である。

$$\text{「平均評価点」} = \frac{(\text{秀+優})\text{の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数}}{(\text{修得単位数} \times 3)} \times 100$$

- 学部新入学生の入学日の属する学期分（4月入学者：平成24年度前期分、10月入学者：平成24年度後期分）の申請については、出身高等学校の調査書評定の平均及び入学試験の成績等により学力を判定します。
- 大学院及び専攻科新入学生の入学日の属する学期分の申請については、出身大学における修得単位の平均評価点及び入学試験の成績等により学力を判定します。

家計基準

平成23年度前期分授業料免除申請者について、免除を受けることができた所得の目安を以下に示します。なお、この金額は、申請者数等により変動しますので、基準内の人必ず免除になるということではありません。また、奨学金の年間受給額を所得金額に加算して計算する場合があります。

○家族3人（父（収入有）、母（収入無）、本人（自宅））の場合

申請者の学生区分	所得者の区分 (父のみ)	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・工・農・水産・その他)
学部		360万円以下	190万円以下
博士課程前期、修士課程、専門職学位課程 特別支援教育特別専攻科		381万円以下	205万円以下
博士課程後期、医・歯博士課程		478万円以下	273万円以下

○家族4人（父（収入有）、母（収入無）、本人（自宅）、妹（公立高校・自宅））の場合

学部	418万円以下	231万円以下
博士課程前期、修士課程、専門職学位課程 特別支援教育特別専攻科	442万円以下	248万円以下
博士課程後期、医・歯博士課程	548万円以下	322万円以下

○家族5人（父（収入有）、母（収入無）、本人（自宅）、妹（公立高校・自宅）、祖母（収入は年金のみ））の場合

学部	438万円以下	245万円以下
博士課程前期、修士課程、専門職学位課程 特別支援教育特別専攻科	465万円以下	264万円以下
博士課程後期、医・歯博士課程	580万円以下	344万円以下